

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要	1～6
2 令和8（2026）年度予算概要.....	7～21
3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 （保健福祉部所管分）	22
4 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子.....	23～24
5 函館市手話言語条例の骨子.....	25～26
6 市立函館保健所使用料及び手数料条例の 一部を改正する条例の骨子.....	27～28
7 函館市衛生試験所設置条例の一部を改正する条例の骨子.....	29～30
8 函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例の骨子.....	31～34

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計
[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	
(国)民生費負担金	△8,453	低所得者介護保険料軽減負担金減	△8,453
(道)民生費負担金	△4,227	低所得者介護保険料軽減負担金減	△4,227
(国)衛生費補助金	730	保健所費補助金増 健康管理システム改修経費	730
指 定 寄 付 金	3,050	介護人材等地域定着奨励金分 重度身体障害者等タクシー料金助成費分 社会福祉施設整備基金積立金分	2,000 50 1,000
ふるさと寄付金	152	動物愛護管理センター関係経費分	152
民 生 債	5,200	過疎地域持続的発展特別事業債増	5,200
衛 生 債	4,100	火葬場災害復旧債分	4,100

[歳出]
民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
社会福祉総務費	97	総合福祉センター関係経費減 △5,901 総合福祉センター 設備整備費減 △5,901 成年後見センター運営 事業費増 854 成年後見センター運営事業 に係る消費税等補償金 4,976 生活困窮者自立支援対策 事業費増 168 生活困窮者自立支援 対策費増 168	(地方債)総合福祉センター設備整備事業債 △6,000

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源	
障 害 者 福 祉 費	359,682	障害者自立支援給付費増	233,282	(国)障害福祉
		障害福祉サービス費増	225,307	サービス費
		障害者補装具費増	7,975	負担金
		障害者地域生活支援等		112,654
		事業費増	22	(国)障害者補
		障害者地域生活支援		装具給付費
		事業費増	22	負担金
		障害者地域活動緊急介護人		3,988
		派遣事業費増	2	(国)障害児通
		障害者データベースシステム		所給付費負
		経費減	△1,458	担金
		障害児支援給付費増	124,988	58,967
		障害児通所給付費増	117,934	(国)障害児相
		障害児相談支援給付費増	7,054	談支援給付
		子ども発達支援事業費増	897	費負担金
		子ども発達支援事業等に係る		3,527
		消費税等補償金	1,554	(国)障害者総
		児童発達支援センター利用者		合支援事業
		負担(食費)軽減助成費増	395	費補助金
				△729
		(国)地域障害		
		児支援体制		
		強化事業費		
		補助金		
		448		
		(道)障害福祉		
		サービス費		
		負担金		
		56,327		
		(道)障害者補		
		装具給付費		
		負担金		
		1,994		
		(道)障害児通		
		所給付費負		
		担金		
		29,483		
		(道)障害児相		
		談支援給付		
		費負担金		
		1,764		

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
			(道) 地域障害 児支援体制 強化事業費 補助金 224
重度心身障害者 医療助成費	163	その他所要経費増 163	
療育・自立支援 センター費	△1,255	生活介護事業費減 △1,255	
生活保護総務費	358	生活保護適正化対策 事業費増 358	
扶 助 費	291,840	生活保護費増 291,840	(国) 生活保護 費負担金 218,879

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
健 康 増 進 費	102	健康診査関係経費増 102 肝炎ウイルス検診費増 102	
感染症等予防費	9,291	任意予防接種費増 9,211 帯状疱疹ワクチン接種費 助成事業費増 80 感染症予防費増 80 感染症対策費増 80	(国) 保健所費 補助金 41 (その他)ふる さと寄付金 300
火 葬 場 費	13,303	火葬場運営対策費 13,303	

[債務負担行為]

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
成年後見センター 運 営 業 務 委 託 料	令和8（2026）年度から 令和9（2027）年度まで	1,655

介護保険事業特別会計

(単位：千円)

歳 入		歳 出				
事 項	説 明	事 項	説 明			
国 庫 支 出 金	国庫支出金減	△140,830	総 務 費	総務費増	4,396	
	介護給付費負担金増	106,729		一般管理費増	4,396	
	調整交付金減	△161,733	保 険 給 付 費	保険給付費増	559,781	
	介護予防・日常 生活支援総合事業 交付金減	△72,724		介護サービス給付費増	507,959	
	包括的支援等事業 交付金減	△15,853		審査支払委託費増	895	
	介護保険保険者努力 支援交付金増	2,751		高額介護サービス費増	43,012	
支 払 基 金 交 付 金	支払基金交付金増	34,121		高額医療合算 介護サービス費増	7,915	
	介護給付費交付金増	70,758	地 域 支 援 事 業 費	地域支援事業費減	△134,793	
	地域支援事業支援 交付金減	△36,637		介護予防・日常生活 支援総合事業費減	△135,695	
道 支 出 金	道支出金減	△28,658		包括的支援等事業費増	902	
	介護給付費負担金増	24,720	基 金 積 立 金	介護給付費準備基金 積立金増	3,974	
	介護予防・日常 生活支援総合事業 交付金減	△45,453		職 員 費	一般部局職員費減	△6,408
	包括的支援等事業 交付金減	△7,925				
財 産 収 入	積立基金運用収入増	3,974				
繰 入 金	繰入金増	557,311				
	一般会計繰入金増	31,714				
	基金繰入金増	525,597				
諸 収 入	雑入増 (返納金ほか)	1,032				
補正額計		426,950	補正額計		426,950	
補正後 予 算 額		33,404,502	補正後 予 算 額		33,404,502	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター 運 営 業 務 委 託 料	令和8（2026）年度から 令和9（2027）年度まで	79
成年後見センター 運 営 業 務 委 託 料	令和8（2026）年度から 令和9（2027）年度まで	1,336

2 令和8（2026）年度予算概要

一般会計
[歳出]
民生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
笑顔で暮らせる地域づくり関係経費	183,410	地域共生社会推進経費 187 地域で見守り支える福祉拠点推進経費 183,223	(国)生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 30,281
民生委員関係経費	70,869	民生委員推せん会委員報酬 200 民生委員活動費 62,308 民生委員協議会負担金 7,701 その他諸経費 660	(国)民生委員・児童委員研修事業費補助金 126
介護人材等地域定着対策事業費	28,898	介護人材等地域定着奨励金 26,500 介護職員等資格取得支援事業費 2,024 その他諸経費 374	
在宅福祉促進事業費	43,640	在宅福祉ふれあい事業費補助金	
総合福祉センター管理委託料	237,080	指定管理者 社会福祉法人函館市社会福祉協議会 総合福祉センター管理委託料 (債務負担行為分 233,109、その他)	(その他)総合福祉センター使用料 170 (その他)その他の雑入(総合福祉センター維持管理費負担金) 4,350

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
成年後見センター 運営事業費 (債務負担行為分)	11,161	成年後見制度の利用に係るワンストップ 相談窓口および市民後見人の支援	(国)障害者地 域生活支援 事業費等補 助金 471 (国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等補助金 1,000 (道)権利擁護 人材育成事 業費補助金 150 (道)障害者地 域生活支援 事業費等補 助金 235
障害者等外出 支援事業費	82,233	助成費 79,835 事務費 2,398	(地方債)過疎 地域持続的 発展特別事 業債 3,600
生活困窮者 自立支援対策費	7,281	自立相談支援事業費 4,721 住居確保給付金(家賃補助) 1,485 住居確保給付金(転居費用補助) 1,075	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等負担金 5,389 (国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等補助金 64
生活困窮者世帯 学習支援等業務 委託料 (債務負担行為分)	27,795	生活困窮者世帯学習支援等業務委託料 対象者数 100人	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等補助金 13,897
就労準備支援 業務委託料 (債務負担行為分)	2,341	生活困窮者への就労準備支援業務委託料 対象者数 10人	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等補助金 1,560

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源	
障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	8,985,567	障害福祉サービス費	8,089,117	(国) 障害福祉 サービス費 負担金 4,044,558
		居宅介護等事業	250,686	(国) 地域相談 支援給付費 負担金 195
		生活介護事業	2,721,309	(国) 計画相談 支援給付費 負担金 67,150
		短期入所事業	38,933	(国) 障害者自 立支援医療 費負担金 348,920
		療養介護等事業	149,885	(国) 障害者補 装具給付費 負担金 31,959
		共同生活援助事業	980,462	(道) 障害福祉 サービス費 負担金 2,022,279
		施設入所支援事業	1,094,550	(道) 地域相談 支援給付費 負担金 97
		就労継続支援事業	2,640,984	(道) 計画相談 支援給付費 負担金 33,575
		就労移行支援事業	130,973	(道) 障害者自 立支援医療 費負担金 174,460
		自立訓練事業	68,448	(道) 障害者補 装具給付費 負担金 15,979
		就労定着支援事業	757	
		自立生活援助事業	2,746	
		就労選択支援事業	9,155	
		高額障害福祉サービス等給付費	229	
		地域相談支援給付費	391	
		計画相談支援給付費	134,301	
		障害者自立支援医療費 (更生医療給付費)	697,840	
		障害者補装具費	63,918	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障害者地域生活 支援事業費	276,207	基幹相談支援センター事業 39,057 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業 13,267 日常生活用具給付等事業 98,602 障害者地域活動支援センター事業 39,000 授産製品販売促進事業 2,849 点訳奉仕員等養成事業 4,254 日中一時支援事業 ほか 79,178	(国)障害者地域生活支援事業費等補助金 106,360 (道)障害者地域生活支援事業費等補助金 52,891 (その他)手話・要約筆記派遣事業費負担金 1,814 (その他)あいよる21障害者デイサービス事業費負担金 194 (その他)障害者地域活動支援センター事業費負担金 1,469 (その他)障害者生活支援事業費負担金 9,323
重度身体障害者等 タクシー料金 助成事業費	36,742	助成費 33,322 事務費 3,420	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
障害児支援給付費	2,302,440	障害児通所給付費 2,257,615 児童発達支援事業 624,211 放課後等デイサービス事業 1,618,140 保育所等訪問支援事業 15,188 高額障害児通所給付費 76 障害児相談支援給付費 44,825	(国)障害児通所給付費負担金 1,128,807 (国)障害児相談支援給付費負担金 22,412 (道)障害児通所給付費負担金 564,403 (道)障害児相談支援給付費負担金 11,206
重度心身障害者医療助成費	538,959	助成費 520,733 調査支払事務委託料 ほか 18,226	(道)重度心身障害者医療費補助金 172,572 (その他)高額療養費立替金収入 95,678
高齢者交通料金助成事業費	81,391	助成費 76,572 事務費 4,819	(その他)地域振興基金運用収入 4,182

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
ひとり暮らし 高齢者等緊急通報 システム設置費	25,768	端末機器設置費 ほか	
高齢者等在宅生活 支 援 事 業 費	13,902	外出支援サービス・除排雪サービス 生活援助員派遣事業 委託先 公益社団法人函館市 シルバー人材センター ほか	(地方債)過疎 地域持続的 発展特別事 業債 6,500
ショートステイ 事 業 費	2,097	基本分 延 432日 送迎分 延 3回	
生活支援ハウス 運 営 事 業 費	34,729	施設数 2か所	(その他)生活 支援ハウス 利用者一部 負担金 1,284 (その他)その 他の雑入 (生活支援 ハウス維持 管理費負担 金) 2,615
老人福祉センター 管 理 委 託 料	70,548	湯川老人福祉センター・ 谷地頭老人福祉センター 指定管理者 セントラル警備株式会社 老人福祉センター管理委託料 (債務負担行為分 70,030、 その他)	(その他)その 他の雑入 (老人福祉センター 維持管理費 負担金) 46

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
老 人 保 護 費	573,023	延 3,528人 (養護老人ホーム) やむを得ない事由による措置 185日	(その他)老人 保護措置費 負担金 180,685
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料 (債務負担行為分)	10,535	生活保護受給者への就労準備支援業務 委託料 対象者数 45人	(国)生活保護 費補助金 7,022
生 活 保 護 適 正 化 対 策 事 業 費	93,914	診療報酬明細書点検業務委託料 ほか	(国)生活困窮 者自立相談 支援事業費 等負担金 16,726 (国)生活保護 費補助金 136,628
生 活 保 護 費	20,465,577	生活扶助人員 延 124,414人 居宅 延 121,690人 施設 延 2,724人	(国)生活保護 費負担金 15,258,107 (その他)生活 保護費返還 金収入 86,563
就 労 自 立 給 付 金	7,105	対象世帯数 118世帯	(国)就労自立 給付金負担 金 5,328
進 学 ・ 就 職 準 備 給 付 金	9,300	対象者数 37人	(国)進学・就 職準備給付 金負担金 6,975

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
介護従事者確保 対策事業費	22,055	介護人材確保・育成促進事業費 <div style="text-align: right;">8,488</div> 訪問介護等サービス提供体制 確保支援事業費 <div style="text-align: right;">10,862</div> 介護助手活用促進事業費 <div style="text-align: right;">600</div> 「介護のしごと魅力発信教室」 開催事業費 <div style="text-align: right;">605</div> 介護人材養成活動支援事業費 <div style="text-align: right;">1,500</div>	(国)訪問介護 等サービス 提供体制確 保支援事業 費補助金 <div style="text-align: right;">7,540</div>

衛生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
夜間急病センター 管 理 委 託 料 (債務負担行為分)	92,938	指定管理者 公益社団法人函館市医師会	(その他)夜間 急病センター運 営事業費負 担金 19,145
在宅医療提供体制 強化事業関係経費	23,269	在宅医療グループ診療運営事業費 13,867 在宅医療連携拠点運営事業費 9,402	(道)在宅医療 提供体制強 化事業費補 助金 10,042
骨髄バンクドナー 助 成 事 業 費	300	骨髄バンクドナー助成費	(道)骨髄ドナ 助成事業費 補助金 150
精 神 保 健 対 策 費	1,819	精神保健対策推進費 329 自殺対策推進費 1,490	(道)保健所費 補助金 871
糖 尿 病 対 策 推 進 事 業 費	2,448	ヘルスリテラシー向上事業 1,095 生活習慣改善事業 1,353	(道)健康増進 事業費補助 金 561 (その他)後期 高齢者医療 広域連合受 託事業収入 1,085

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
市民健康づくり 関係経費	2,761	市民健康づくり推進事業費 969 食育推進事業費 1,792	(その他)後期 高齢者医療 広域連合受 託事業収入 3,727 (その他)健康 づくり推進 地域支援事 業助成金 200 (その他)その 他の雑入 (ヘルスメイト 養成講座一部 負担金) 27
はこだて健幸 プロジェクト負担金	16,415	参加型健康イベントの開催, はこだて健幸アプリ運用経費 ほか	(その他)いき いきふるさ と推進事業 助成金 1,000
健康経営推進事業費	221	健康経営の普及・啓発	(道)健康増進 事業費補助 金 52

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
健康増進センター 管理運営所要経費	11,775	健康増進センター運動講座 委託料 8,748 その他諸経費 3,027	(その他)後期 高齢者医療 広域連合受 託事業収入 8,920 (その他)総合 保健センタ ー使用料 451
がん対策推進事業費	166,334	がん検診事業費 150,454 受診者見込数 延 28,445人 がん検診受診促進・ 普及啓発等関係経費 12,178 胃内視鏡検診関係経費 1,400 がん患者医療用補正具 購入助成事業費 2,302	(国)保健所費 補助金 644 (その他)広告 収入 55
若い世代のピロリ菌 検 査 事 業 費	1,616	中学2年生の希望者に対し, ピロリ菌検査を実施 受検者見込数 1,379人	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源
歯科保健事業費	28,506	歯科健康診査事業費 16,404 口腔保健推進事業費 12,102	(国)保健所費補助金 7,007 (道)健康増進事業費補助金 3,375 (その他)後期高齢者医療広域連合受託事業収入 19,607 (その他)低栄養防止・重症化予防等事業補助金 913
感染症予防計画関係経費	11,567	感染症危機対策体制整備費 7,910 新興感染症等検査体制整備費 2,377 感染症危機対策物資購入費 1,280	(国)保健所費補助金 5,911
定期予防接種費	368,058	A類疾病 50 風しん 接種見込者数 5人 B類疾病 368,008 高齢者等新型コロナ 接種見込者数 13,747人 高齢者等インフルエンザ 接種見込者数 47,891人 高齢者等肺炎球菌 接種見込者数 762人 高齢者等带状疱疹 接種見込者数 5,504人	
任意予防接種費	13,151	带状疱疹ワクチン接種費助成事業費	

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特定財源	
感 染 症 予 防 費	31,973	感染症診査協議会委員報酬	720	(国)感染症等 予防事業費 負担金 5,722
		感染症対策費	22,220	
		感染症発生動向調査事業費	1,011	(国)保健所費 補助金 2,163
		結核対策特別促進事業費	273	
		感染症医療費	7,022	
		結核予防費補助金	727	
火葬場管理委託料 (債務負担行為分)	137,584	指定管理者 株式会社マルゼンシステムズ	(その他)火葬 場使用料 66,668 (その他)その 他の雑入 (斎場維持管 理費負担金) 35	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	40,029
健 康 増 進 セ ン タ ー 運 動 講 座 委 託 料	令和9(2027)年度	16,910
総 合 福 祉 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	744,168
夜 間 急 病 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	令和9(2027)年度から 令和11(2029)年度まで	301,838
老 人 福 祉 セ ン タ ー 管 理 委 託 料	令和9(2027)年度	518

歳 入			歳 出		
事 項	予 算 額	説 明	事 項	予 算 額	説 明
介 護 保 険 料	5,871,422	第1号被保険者 5,871,422 現年賦課分 5,858,830 滞納繰越分 12,592	総 務 費	232,130	給付・賦課・収納・認 定調査等事務所要経費・ 要介護認定デジタル化事業費
			保 険 給 付 費	29,997,503	介護サービス給付費・高額 介護サービス費等
			地 域 支 援 事 業 費	1,915,386	介護予防・日常生活支 援総合事業費 1,411,556 介護予防・生活支援 サービス事業費 1,353,467 一般介護予防事業費 58,089 包括的支援等事業費 503,830 在宅医療・介護連携 推進関係経費 30,384 認知症総合支援事業費 21,906 生活支援体制整備関 係経費 52,258 地域包括支援センター運 営事業費 ほか 399,282
使 用 料 及 び 手 数 料	1	要介護認定・要支援認 定等結果証明発行手 数料			
国 庫 支 出 金	8,467,173	介護給付費負担金等			
支 払 基 金 交 付 金	8,560,796	介護給付費交付金等			
道 支 出 金	4,624,119	介護給付費負担金等			
財 産 収 入	10,049	積立基金運用収入			
繰 入 金	5,390,634	一般会計繰入金 5,236,000 介護給付費分 3,749,688 地域支援事業費分 277,801 職員給与費等分 733,288 低所得者介護保険料 軽減分 475,223 介護給付費準備基金繰入金 154,634	基 金 積 立 金	239,217	
			諸 支 出 金	16,101	
			職 員 費	514,528	
			予 備 費	10,000	
繰 越 金	1	前年度繰越金			
諸 収 入	670	第三者納付金、返納金等			
合 計	32,924,865		合 計	32,924,865	

3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子
(保健福祉部所管分)

(1) 改正理由

基金の額を減額するため

(2) 改正内容

下記新旧対照表のとおり

函館市障害者福祉基金条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>2億9,080万5,000円</u> とする。 2・3 (略)	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>2億8,942万9,673円</u> とする。 2・3 (略)

(3) 施行期日

公布の日

4 函館市障がい者コミュニケーション条例の骨子

(1) 条例制定の理由

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念、市、市民および事業者の責務ならびに市の施策の基本となる事項を定めるため

(2) 条例の内容

第1 目的

この条例は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の社会参加の機会が確保され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

第2 定義

この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）その他の心身の機能の障がいをいいます。
- (2) 障がい者 障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁（障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。
- (3) コミュニケーション手段 手話（触手話および弱視手話を含みます。）、点字、拡大文字、代読、代筆、要約筆記、筆談、指点字、代用音声、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、情報通信機器その他の障がい者が他者とのコミュニケーションを図るための手段をいいます。

第3 基本理念

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がい者が自ら選択したコミュニケーション手段によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることが尊重されることを基本として行われなければなりません。

第4 市の責務

市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するものとします。

第5 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する理解を深めるとともに、市が推進する障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第6 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするよう努めるとともに、市が推進する障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

第7 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策の推進

市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関して、次に掲げる施策を推進するものとします。

- (1) コミュニケーション手段の利用についての市民および事業者の理解を深めるための施策
- (2) コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策
- (3) コミュニケーション支援者（コミュニケーション手段を利用する障がい者のコミュニケーションを支援する者をいいます。）の確保および養成に関する施策
- (4) 災害等が発生した場合における障がい者と他者との円滑なコミュニケーションの支援に関する施策

第8 滞在者等に対する配慮

市は、前条各号に掲げる施策を推進するに当たっては、本市に滞在し、または本市を来訪する障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう配慮するものとします。

第9 財政上の措置

市は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

第10 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

(3) 施行期日

令和8年7月1日

5 函館市手話言語条例の骨子

(1) 条例制定の理由

手話が言語であるという認識の普及に関し、基本理念、市、市民および事業者の責務ならびに市の施策の基本となる事項を定めるため

(2) 条例の内容

第1 目的

この条例は、手話が言語であるという認識の普及に関し、基本理念を定め、市、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者その他の手話を必要とする全ての人（以下「手話を必要とする人」といいます。）の社会参加の機会が確保され、安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

第2 基本理念

手話が言語であるという認識の普及は、手話を必要とする人が手話の用によって他者との円滑なコミュニケーションを図ることが尊重されることを基本として行われなければなりません。

第3 市の責務

市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）

にのっとり、手話が言語であるという認識の普及に関する施策を推進するものとしします。

第4 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、手話が言語であるという認識および手話を必要とする人に関する理解を深めるとともに、市が推進する手話が言語であるという認識の普及に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

第5 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、手話が言語であることを認識して、手話を必要とする人が手話の使用によって他者と円滑にコミュニケーションを図ることができるようにするよう努めるとともに、市が推進する手話が言語であるという認識の普及に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

第6 手話が言語であるという認識の普及に関する施策の推進

市は、手話が言語であるという認識の普及に関して、次に掲げる施策を推進するものとしします。

(1) 手話についての市民および事業者の理解を深めるための施策

(2) 手話を学ぶ機会の提供その他の手話を使用しやすい環境づくりに関する施策

(3) 手話通訳者の確保および養成に関する施策

(4) 災害等が発生した場合における手話を必要とする人と他者との手話の使用による円滑なコミュニケーションの支援に関する施策

第7 学校への支援

市は、手話が言語であるという認識の普及を図るため、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいいます。）に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

第8 財政上の措置

市は、手話が言語であるという認識の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

第9 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

(3) 施行期日

令和8年7月1日

6 市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年5月1日

市立函館保健所使用料及び手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
手数料を徴収する 事務	名称	単位	金額	手数料を徴収する 事務	名称	単位	金額
(略)				(略)			
医薬品医療機器等 法施行令第80条第 1項第1号の規定 に基づく医薬品医 療機器等法第14条 第15項に規定する 医薬品の製造販売 に係る承認事項の 一部変更の承認の 申請に対する審査	薬局製造 販売医薬 品承認事 項の一部 変更承認 申請手数 料	1品目	100円	医薬品医療機器等 法施行令第80条第 1項第1号の規定 に基づく医薬品医 療機器等法第14条 第13項に規定する 医薬品の製造販売 に係る承認事項の 一部変更の承認の 申請に対する審査	(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			

7 函館市衛生試験所設置条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

有機フッ素化合物のうちPFOS等に係る有害成分検査について手数料を徴収することとするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年4月1日

函館市衛生試験所設置条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																			
<p>(手数料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 別表に掲げる検査を依頼しようとする者 別表に定める額</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">食品等検査</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">有害成分検査</td> <td>簡易なもの</td> <td style="text-align: center;">1 項目</td> <td style="text-align: right;">7,900円</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td style="text-align: center;">1 項目</td> <td style="text-align: right;">13,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊なもの</td> <td style="text-align: center;">1 項目</td> <td style="text-align: right;">23,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	食品等検査	(略)			有害成分検査	簡易なもの	1 項目	7,900円	複雑なもの	1 項目	13,000円	特殊なもの	1 項目	23,800円		(新設)				(略)				(略)			<p>(手数料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">食品等検査</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">有害成分検査</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>有機フッ素化合物 (PFOSおよび PFOA)</td> <td style="text-align: center;">1 検 体</td> <td style="text-align: right;">35,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	食品等検査	(略)			有害成分検査	(略)		有機フッ素化合物 (PFOSおよび PFOA)	1 検 体	35,000円	(略)				(略)		
	区分	単位	金額																																																	
食品等検査	(略)																																																			
	有害成分検査	簡易なもの	1 項目	7,900円																																																
		複雑なもの	1 項目	13,000円																																																
		特殊なもの	1 項目	23,800円																																																
	(新設)																																																			
	(略)																																																			
	(略)																																																			
	区分	単位	金額																																																	
食品等検査	(略)																																																			
	有害成分検査	(略)																																																		
		有機フッ素化合物 (PFOSおよび PFOA)	1 検 体	35,000円																																																
		(略)																																																		
	(略)																																																			

8 函館市総合保健センター条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

健康増進センターについて、使用者の範囲を拡大し、施設の使用形態を専用使用に限定し、および運動機器の廃止に伴う使用料の改定をするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和8年10月1日

(4) 経過措置

この条例の施行の際現に改正前の別表第2に規定する回数券を保有する者から、当該回数券と引換えに払戻しの請求があったときは、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間に限り、4,000円に、未使用の券の枚数を11で除して得た額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。）を払い戻すものとする。

(5) 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正（附則第3項）

別紙新旧対照表（附則第3項関係）のとおり

函館市総合保健センター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案																																																	
<p>(健康増進センターの利用者の範囲)</p> <p>第4条の2 健康増進センターを使用することができるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する<u>18歳以上の者</u></p> <p>(2) 前号に規定する者で構成する団体で健康の保持および増進を目的とするもの</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 センターの施設を使用するもののうち、健康増進センターの使用許可を受けたものにあつては別表第1または別表第2に、<u>口腔保健センターの使用許可を受けた者にあつては別表第3に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>別表第1 (第7条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>基本使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;"></th> <th rowspan="2" style="width: 15%;"><u>使用区分</u></th> <th colspan="3"><u>時間区分</u></th> </tr> <tr> <th><u>午前(午前9時から正午まで)</u></th> <th><u>午後(午後1時から午後4時30分まで)</u></th> <th><u>夜間(午後5時30分から午後8時30分まで)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">専用使用</td> <td>フィットネスルーム</td> <td>1,350円</td> <td>1,570円</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>ストレッチルーム</td> <td>490円</td> <td>570円</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>4,000円</td> <td>4,660円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個人使用</td> <td>フィットネスルームおよびトレーニングルームならびに運動に関する講座の受講</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備 考</u></p> <p>1 <u>2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分のこの表の規定による使用料の額(次項において「基本使用料の額」という。)を合算した額とする。</u></p> <p>2 <u>専用使用の場合で、許可を受けた時間区分を超えて使用したときは、超過時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)</u></p>		<u>使用区分</u>	<u>時間区分</u>			<u>午前(午前9時から正午まで)</u>	<u>午後(午後1時から午後4時30分まで)</u>	<u>夜間(午後5時30分から午後8時30分まで)</u>	専用使用	フィットネスルーム	1,350円	1,570円	1,350円	ストレッチルーム	490円	570円	490円	トレーニングルーム	4,000円	4,660円	4,000円	個人使用	フィットネスルームおよびトレーニングルームならびに運動に関する講座の受講	400円	400円	400円	<p>(健康増進センターの利用者の範囲)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>(1) 市の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 センターの施設を使用するもののうち、健康増進センターの使用許可を受けたものにあつては別表第1に、<u>口腔保健センターの使用許可を受けた者にあつては別表第2に定める使用料を前納しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>別表第1 (第7条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;"></th> <th rowspan="2" style="width: 15%;"><u>区 分</u></th> <th colspan="3"><u>時間区分</u></th> </tr> <tr> <th><u>午前(午前9時から正午まで)</u></th> <th><u>午後(午後1時から午後4時30分まで)</u></th> <th><u>夜間(午後5時30分から午後8時30分まで)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康増進ルーム</td> <td>1</td> <td>1,350円</td> <td>1,570円</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>健康増進ルーム</td> <td>2</td> <td>490円</td> <td>570円</td> <td>490円</td> </tr> <tr> <td>健康増進ルーム</td> <td>3</td> <td>580円</td> <td>700円</td> <td>580円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備 考</u></p> <p>1 <u>2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の上表の規定による使用料の額を合算した額とする。</u></p> <p>2 <u>許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、当該許可</u></p>		<u>区 分</u>	<u>時間区分</u>			<u>午前(午前9時から正午まで)</u>	<u>午後(午後1時から午後4時30分まで)</u>	<u>夜間(午後5時30分から午後8時30分まで)</u>	健康増進ルーム	1	1,350円	1,570円	1,350円	健康増進ルーム	2	490円	570円	490円	健康増進ルーム	3	580円	700円	580円
			<u>使用区分</u>	<u>時間区分</u>																																														
	<u>午前(午前9時から正午まで)</u>	<u>午後(午後1時から午後4時30分まで)</u>		<u>夜間(午後5時30分から午後8時30分まで)</u>																																														
専用使用	フィットネスルーム	1,350円	1,570円	1,350円																																														
	ストレッチルーム	490円	570円	490円																																														
	トレーニングルーム	4,000円	4,660円	4,000円																																														
個人使用	フィットネスルームおよびトレーニングルームならびに運動に関する講座の受講	400円	400円	400円																																														
	<u>区 分</u>	<u>時間区分</u>																																																
		<u>午前(午前9時から正午まで)</u>	<u>午後(午後1時から午後4時30分まで)</u>	<u>夜間(午後5時30分から午後8時30分まで)</u>																																														
健康増進ルーム	1	1,350円	1,570円	1,350円																																														
健康増進ルーム	2	490円	570円	490円																																														
健康増進ルーム	3	580円	700円	580円																																														

につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本使用料の額の5割に相当する額を徴収する。

を受けた時間区分の次の時間区分の上表の規定による使用料の額（超過時間が午後8時30分以後のものであるときは、夜間の同表の規定による使用料の額）の2分の1に相当する額を徴収する。

別表第2（第7条関係）

回数券による個人使用の使用料

使用区分	金額
フィットネスルームおよびトレーニングルームならびに運動に関する講座の受講	4,000円

備考 回数券は、1枚につき、一つの時間区分の1回の使用をすることのできる使用券11枚をつづったものとする。

(削る)

別表第3（第7条関係）

区分	単位	金額
<small>ふつ</small> 弗化ソーダ塗布	1回	570円

別表第2（第7条関係）

区分	単位	金額
(略)	(略)	(略)

障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例 新旧対照表(附則第3項関係)

現 行	改 正 案
<p>(障害者の使用料の特例)</p> <p>第3条 市内に住所を有する障害者が次の各号に掲げる施設を個人で利用する場合は、当該各号に掲げる使用料を徴収しないものとする。障害者を介護する者が、障害者に同伴して当該施設を利用する場合も、同様とする。</p> <p>(1) <u>函館市総合保健センター条例(平成14年函館市条例第59号)</u>に規定する<u>函館市総合保健センターの健康増進センター</u> 基本使用料</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>(高齢者の使用料の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、前項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 前条の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) <u>前条第3号</u>に掲げる施設(空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場およびすずらんの丘公園パークゴルフ場に限る。)を共通シーズン券により利用する者</p> <p>(3) <u>前条第4号</u>に掲げる施設をシーズン券および共通シーズン券により利用する者</p> <p>(4) <u>前条第6号から第8号</u>までに掲げる施設を共通入館券により利用する者</p> <p>(5) <u>前条第11号および第12号</u>に掲げる施設を回数券により利用する者</p>	<p>(障害者の使用料の特例)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(高齢者の使用料の特例)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第2号</u>に掲げる施設(空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場およびすずらんの丘公園パークゴルフ場に限る。)を共通シーズン券により利用する者</p> <p>(3) <u>前条第3号</u>に掲げる施設をシーズン券および共通シーズン券により利用する者</p> <p>(4) <u>前条第5号から第7号</u>までに掲げる施設を共通入館券により利用する者</p> <p>(5) <u>前条第10号および第11号</u>に掲げる施設を回数券により利用する者</p>